

平成12年12月20日
長崎県警察本部訓令第31号
最終改正 令和2年11月30日

長崎県警察航空隊及び警察用航空機の運用等に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第7条）
- 第3章 運用
 - 第1節 航空隊の任務及び勤務制（第8条・第9条）
 - 第2節 航空隊の活動（第10条－第13条）
 - 第3節 緊急出動等（第14条－第16条）
 - 第4節 搭乗手続（第17条－第20条）
 - 第5節 安全管理（第21条－第24条）
 - 第6節 臨時発着場（第25条・第26条）
 - 第7節 運航上の留意事項（第27条・第28条）
- 第4章 整備（第29条－第32条）
- 第5章 備付簿冊（第33条）
- 第6章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、長崎県警察航空隊（以下「航空隊」という。）及び警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用、整備等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 航空機の運用においては、運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、これを積極的に支援するものとする。

第2章 管理体制

（管理責任者）

第3条 警察本部に、航空機の維持管理に関する業務の実施責任者（以下「維持管理責任者」という。）並びに航空隊及び航空機（以下「航空隊（機）」という。）の運用、整備等に関する業務の実施責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置く。

2 維持管理責任者は警務部長を、運用管理責任者は地域部長をもって充てる。

（安全運航管理者）

第4条 航空隊（機）の総合的運用及び整備等についての事務を掌理するため、警察本部に安全運航管理者を置く。

2 安全運航管理者は、地域部地域課長（以下「地域課長」という。）をもって充てる。

（運航責任者）

第5条 航空隊に、次に掲げる業務の実施責任者（以下「運航責任者」という。）を置く。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 運航責任者は、航空隊長（以下「隊長」という。）をもって充てる。ただし、これによりがたい場合は、地域課長が航空従事者技能証明書を有する警察官の中から指定するものとする。

3 運航責任者は、次に掲げる業務計画を作成しなければならない。

- (1) 航空機事故防止に関する計画
- (2) 四半期別飛行訓練計画
- (3) 四半期別整備計画
- (4) 月別運航計画

（安全担当者）

第6条 航空隊に、前条第1項各号に掲げる運航責任者の業務を補佐する者（以下「安全担当者」という。）を置く。

2 安全担当者は、運航責任者が航空従事者の中から指定するものとする。

（機長）

第7条 運航責任者は、航空機を運航させるときは、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者を機長に指定しなければならない。

第3章 運用

第1節 航空隊の任務及び勤務制

（任務）

第8条 航空隊は、航空機を運航することにより、犯罪の予防、検挙等のための機動警ら及び遭難者等の捜索・救助を行うほか、警察業務の支援を行うことを任務とする。

（勤務制）

第9条 隊長及び航空隊員の勤務制は、通常勤務とする。

第2節 航空隊の活動

（活動区域及び活動区分）

第10条 航空隊の活動区域は、長崎県内全域とし、警ら区は別表1のとおりとする。

2 航空隊の活動は、警ら活動、特別活動及び支援活動とする。

（警ら活動）

第11条 警ら活動は、警ら及び訓練とする。

(1) 警らにおいては、あらかじめ定められた警ら区域を航空機により巡航することにより、第8条の任務を遂行するものとする。

(2) 訓練は、航空操縦士等の技量の維持、向上及び関係所属の行う各種捜査・警備等の訓練のための飛行活動とする。

（特別活動）

第12条 特別活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 緊急配備のための活動
- (2) 事件・事故等の事案が発生した場合における状況の掌握及び当該事案に係る被疑者等の発見のための活動
- (3) 山岳遭難救助、水難救助、その他人命の救助又は捜索救難のための活動
- (4) 試験飛行、委託整備等の往復の空輸飛行、国家試験受験のための飛行等航空機の維持管理及び航空従事者の資格に係る飛行活動
(支援活動)

第13条 各種派遣・出動の要請に基づく支援活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 大規模な災害警備、重大事件・事故等突発重大事案の支援
- (2) 警衛警備、警護及び警備実施の支援
- (3) 他の都道府県への応援派遣及び他の行政機関の支援
- (4) その他航空機の使用が適当と認められる支援活動

第3節 緊急出動等

(緊急出動)

第14条 犯罪捜査、人命救助、その他緊急事案発生時において航空機の出動が必要と認められる場合は、地域課長は、隊長に対して航空機の出動を命ずることができる。

2 各所属長は、犯罪捜査、人命救助、その他の理由により、緊急に航空機の出動を要請する必要があるときは、地域課長に出動を要請するものとする。この場合において、要請を受けた地域課長は、前項の規定に準じ隊長に対し出動を命ずるものとする。

3 隊長は、地域課長から出動命令があったときは、気象条件、航空機の整備状況その他特別の支障がない限り、直ちにこれに応ずるものとする。また、自ら航空機の出動が必要と認める緊急事件を認知した場合は、地域課長の承認を受け、出動することができる。

(通信指令課等との連携)

第15条 機長は警ら中、航空機を必要とする事件、事故等の緊急事案発生を認知した場合は、直ちに現場へ急行するとともに、通信指令課、警ら用無線自動車、警察用船舶等と緊密な連携を図るものとする。

(使用手続)

第16条 各所属長は、通常犯罪捜査、広報活動、その他の理由により航空機を使用する必要があるときは、地域課長に出動を要請するものとする。

第4節 搭乗手続

(搭乗手続)

第17条 各所属長は、警察職員を航空機に搭乗させる必要があると認めたときは、搭乗する7日前までに航空機搭乗承認申請書(甲)(様式第1号)により警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、突発重大事案の発生に際し、緊急に航空機への搭乗を必要とする場合は、その都度、口頭又は電話により申請することができる。

なお、緊急の搭乗申請をした場合は、事後速やかに所定の手続をとらなければ

ならない。

2 航空機に搭乗する場合は、警察手帳又は身分証明書を機長に提示しなければならない。

(警察職員以外の者の搭乗基準)

第18条 警察職員以外の者に係る搭乗基準は、次によるものとし、航空機搭乗承認申請書(乙)(様式第2号)を本部長に提出させるものとする。

(1) 警察業務と関連する業務の遂行に資するため、関係者を搭乗させるとき。

(2) 警察広報に必要な範囲内で報道関係者を搭乗させるとき。

(3) 県知事等公的機関の長からの要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと本部長が認めたとき。

2 搭乗手続は、前条の規定を準用する。

(搭乗手続の例外)

第19条 次の各号に該当する場合は、搭乗手続を必要としないものとする。

(1) 救助された者又は護送を要する被疑者を搭乗させるとき。

(2) 被救助者等に対する医療措置又は臓器搬送のため、医師等を搭乗させるとき。

(3) 航空機及び搭載無線機の検査及び整備業務を担当する者がその業務に関して搭乗するとき。

(4) 管理責任者及び安全運航管理者がその業務に関し搭乗するとき。

(搭乗者の遵守事項)

第20条 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別表2の航空機搭乗者心得を遵守しなければならない。

第5節 安全管理

(航空機運航安全基準)

第21条 安全運航管理者は、航空法令に定めるもののほか、飛行の安全に必要なときは、別に航空機運航安全基準を定めることができる。

(事故発生時の措置)

第22条 機長は、飛行中において機関の故障、気象の急変、その他の理由により航空機に危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認めた場合は、人命の安全を図るために必要な措置を執るとともに、緊急通信を行うよう努めなければならない。

2 機長は、航空機事故が発生した場合のほか、不時着しようとするとき及び不時着したときは、無線通信その他の方法により、警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。)に定める事項を本部長及び最寄りの航空管制機関に報告するものとする。ただし、機長が報告することができないときは、搭乗中の警察職員が行うものとする。

(航空事故調査委員会)

第23条 本部長は、航空機事故が発生した場合は、原因を明らかにするため調査を指示するとともに、必要があると認めたときは、航空事故調査委員会(以下「委員会」という。)を設けることができる。

2 委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

(防護計画)

第24条 安全運航管理者は、航空基地における火災、その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機等の防護に必要な計画を策定しておかなければならない。

第6節 臨時発着場

(臨時発着場の指定)

第25条 警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第18条に規定する臨時発着場は、安全運航管理者が所定の手続を経てこれを指定し、関係所属長に通報するものとする。

2 安全運航管理者は、警察署の管轄区域ごとに航空機臨時発着場候補地調査表（様式第3号）を作成し、整理しておくものとする。

(安全措置)

第26条 警察署長は、管轄区域内の臨時発着場が航空機の離着陸に使用される場合は、その安全を確保するため次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 制服警察官を配置して、関係者以外の者の立入禁止の措置を執ること。
- (2) 風向き、風速等を上空から確認できるようにするため、臨時発着場に吹き流し又は旗等を立てておくこと。
- (3) 着陸地点を明らかにするため、発着場に石灰等を用い、直径5メートル以上で、線の幅約15センチメートルのHの標示をしておくこと。
- (4) コンクリート及び芝生以外の場所で着陸地点付近の地面が乾燥しているときは、砂塵の飛散を防止するため散水をする事。
- (5) 着陸地点周辺に、航空機のダウン・ウォッシュ（吹き降ろし流）による飛散物がある場合は、除去及び飛散防止の措置を執ること。
- (6) 不時の出火に備え、消火器を備えておくこと。
- (7) 駐機中の航空機、保管燃料等の警戒を行うこと。

第7節 運航上の留意事項

(運航上の留意事項)

第27条 隊長及び航空隊員は、航空機の運航に当たっては、次の事項に留意し、安全かつ効果的な運航に努めなければならない。

- (1) 夜間飛行等特殊飛行の実施に当たっては、必ず副操縦士を搭乗させること。また、通常の飛行にあっても、できるだけ副操縦士を搭乗させること。
- (2) 飛行任務を付与された操縦士は、その任務内容を検討し、自己の技量、経験から運航に不安がある場合は、的確に状況を判断し、速やかに実施担当者等と任務内容、実施方法について再検討するなど必要な措置を執ること。
- (3) 飛行実施計画の作成に当たっては、活動内容を的確に把握し、具体的な計画を立案すること。
- (4) 飛行実施の可否の判断は、その飛行を命じられた機長の責任であることを自覚し、自己の判断に基づいて決心すること。ただし、その際、運航責任者等経験者の意見を十分に尊重すること。

- (5) 飛行の実施に当たっては、航空法（昭和27年法律第231号）を遵守すること。
- (6) 飛行中の気象条件を的確に把握し、飛行継続の可否を早めに判断し、引き返す時期の判断を誤らないこと。

（教養訓練）

第28条 安全運航管理者は、航空業務を効果的に推進するため、航空隊員に対して計画的な教養訓練を行うものとする。

第4章 整備

（普通整備）

第29条 機長及び航空整備士は、飛行の安全を図るため、飛行前に細則第6条に定める飛行前点検を行うとともに、航空整備士は、飛行後、航空機の各部の点検、整備を行わなければならない。

- 2 航空整備士は、機体の故障、不具合等を発見した場合は、速やかに隊長に報告するとともに、故障原因の調査及び整備を行わなければならない。

（定期整備）

第30条 隊長は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「省令」という。）

第17条第2項の整備手順書及び細則第6条に定める要領により定期整備を行わなければならない。

（特別整備）

第31条 隊長は、省令第24条に定める大修理及び改造並びに細則第6条の要領により特別整備を行わなければならない。

（定期検査）

第32条 安全運航管理者は、規則第22条に規定する6月ごとの定期検査の実施要領を定めておくものとする。

第5章 備付簿冊

（備付簿冊）

第33条 安全運航管理者は、航空機の運用及び整備等の状況を明らかにするため、航空関係法令、規則等に準じて必要な簿冊を備付けるものとする。

- 2 前項の簿冊の様式は、別に定める。

第6章 雑則

第34条 この訓令に定めるもののほか、航空機の運用、整備等に関し必要な事項は、規則、細則、その他航空関係法令の定めるところによる。

附 則（平成12年長崎県警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎県警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年長崎県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成19年5月15日から施行する。

附 則（平成28年長崎県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第32号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月4日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、それぞれの訓令に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この訓令の施行の際、それぞれの訓令による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表1（第10条関係）

警 区 表

区分 警ら区	活動区域
第 1 警 区 (県 南 ・ 県 央 地 域)	長崎、大浦、浦上、時津、西海、諫早、雲仙、島原、南島原、大村及び川棚警察署管内
第 2 警 区 (県 北 地 域)	早岐、佐世保、相浦、江迎、松浦及び平戸警察署管内
第 3 警 区 (五 島 地 域)	五島及び新上五島警察署管内
第 4 警 区 (壱 岐 ・ 対 馬 地 域)	壱岐、対馬南及び対馬北警察署管内

別表 2 (第20条関係)

航空機搭乗者心得	
長崎県警察本部	
塔 乗 前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機長と飛行に関する打ち合わせを十分行うこと。 ・ 搭乗準備は、離陸20分前までに完了すること。 ・ みだりに航空機に触らないこと。 ・ 定められた場所以外では喫煙しないこと。 ・ 携行品のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 ・ 可燃性物質、その他の危険物を機内に持ち込まないこと。 ・ 高血圧、風邪等で体に異常のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 ・ 用便は必ず済ませておくこと。 ・ 不用意に機体に近づかないこと。 ・ 係員の指示に従って行動すること。 ・ 頭上のメインローター及び尾部のテールローターに注意すること。 ・ 駐機場内に車両等の乗り入れを行わないこと。
塔 乗 中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の体に合わせてベルトを調整すること。 ・ 搭乗中は喫煙しないこと。 ・ 機長の許可なく座席から離れないこと。 ・ 無線通信は、機長の許可を得て行うこと。 ・ 機体や装備品にみだりに手を触れないこと。 ・ 機外には絶対、物を捨てないこと。 ・ 機体の姿勢にさからわないこと。 ・ 飛行中、酔ったりその他体に不調が生じたときは、速やかに機長に申し出ること。 ・ 機長の指示があるまで降りる準備をしないこと。
降 機 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 忘れ物がないか確認すること。 ・ 機長の許可なくドアを開いたり、降りたりしないこと。 ・ 降りるときは、係員の指示に従って機体の前方から離れること。

様式第1号（第17条関係）

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">3</td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">保</td> <td style="padding: 5px;">存</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">月</td> <td style="padding: 5px;">日満了</td> </tr> </table> <p style="margin-left: auto; margin-right: auto;">F N o . - 21410402</p> <p style="margin-left: auto; margin-right: auto;">第 号</p> <p style="margin-left: auto; margin-right: auto;">年 月 日</p>				3	年	保	存		年	月	日満了
3	年	保	存								
	年	月	日満了								
<p>長崎県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">所 属 長 名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">航空機搭乗承認申請書（甲）</p> <p>航空機搭乗について、次のとおり申請します。</p>											
搭 乗 者	所 属			電 話							
	官 職		氏 名	(歳)							
	官 職		氏 名	(歳)							
	官 職		氏 名	(歳)							
	官 職		氏 名	(歳)							
目 的											
日 時	月	日	時	～	時						
搭 乗 地	○	航空隊基地	○	離着陸場（ヘリポート）							
飛行区域又は飛行経路											
携行品等	(約 kg)										
緊急の場合の連絡先	TEL										
備 考											

（注）搭乗者が多数の場合は、別紙に一括記入すること。

様式第 2 号 (第18条関係)

年 月 日

長崎県警察本部長 殿

申請者の役職
氏 名

航空機搭乗承認申請書 (乙)

航空機搭乗について、次のとおり申請します。

なお、搭乗に当たっては、機長等の指示に従って行動します。

搭 乗 者	勤 務 先				電 話	
	役 職		氏 名	(歳)		
	役 職		氏 名	(歳)		
	役 職		氏 名	(歳)		
	役 職		氏 名	(歳)		
目 的						
日 時	月 日 時		～ 時			
搭 乗 地	○ 航空隊基地		○ 離着陸場 (ヘリポート)			
飛行区域又は飛行経路						
携行品等	(約 kg)					
緊急の場合の連絡先	TEL					
備 考						

様式第3号 (第25条関係)

航空機臨時発着場候補地調査表					離着陸地帯
臨時発着場名					
所在地					
管理者	住所	TEL			
	氏名				
	連絡先				
	承諾の有無	有	無		
所轄警察署		警察署			
その他参考事項					
離着陸地帯の状況	長さ・幅				
	てん圧・整地の程度				
帯の状況	勾配	%	排水	良好 不良	
	凹凸及び亀裂の有無	有 無	散水の必要性	有 無	
帯の状況	土質	○芝生 ○コンクリート ○土			
	その他				
					進入表面断面図
					転移表面断面図